

## 姫カックラブの活動に関する共催承認基準

事業の内容等が、次の各号のいずれにも該当する場合は、共催を承認します。

1. 姫カックラブの活動推進に寄与すると認められること。
2. 事業計画が明確かつ適正であること。
3. 教育委員会が特に共催する必要があると認めるものであること。
4. 参加者から入場料その他の費用を徴収する場合にあっては、徴収の目的が明確かつ適正であって、その総額が事業に要する経費の範囲内であること。
5. 法令に違反しないものであること。
6. 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるものでないこと。
7. 市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれのあるものでないこと。
8. 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える目的を有するものでないこと。
9. 姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与するものでないこと。
10. 営利又は商業的な宣伝を主な目的とするものでないこと。
11. 姫カッの趣旨及び目的に沿ったものであり、複数の姫カックラブが姫カッの活動として共同して実施する、合同練習、試合又は講習会であること。
12. 学校施設では実施することが困難な活動で、姫カックラブの技能等の向上に資する活動であること。
13. 同一の申請者が、同一又は実質的に同一と認められる事業について、反復して共催の承認を申請するものでないこと。ただし、姫カッの活動推進上、特に必要があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。
14. 通常の練習その他の各姫カックラブの日常的な活動ではなく、姫カックラブの技能等の向上その他の観点から、共催して実施することについて特に必要性が認められるものであること。
15. その他共催を行うことが適当でないと教育委員会が認めるものでないこと。